

厚生労働省和歌山労働局発表  
令和5年12月22日

厚生労働省 和歌山労働局  
職業安定部 職業対策課  
課長 林 千人  
課長 補佐 島袋 正弘  
地方障害者雇用担当官 前田 英昭  
(電話) 073-488-1161

## 令和5年 障害者雇用状況の集計結果について

～県内の民間企業における実雇用率は過去最高の2.71%～

和歌山労働局（局長 <sup>まつうら なおゆき</sup> 松浦 直行）では、このたび、民間企業や公的機関などにおける、令和5年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

### 【集計結果の主なポイント】

<民間企業> （法定雇用率2.3%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は2,558.0人、対前年差150.0人増加、対前年比6.2%増加
- ・実雇用率は2.71%、対前年比0.17ポイント上昇（全国第8位・近畿第2位）
- ・法定雇用率達成企業の割合は64.3%、対前年比1.3ポイント上昇  
（全国第7位・近畿第2位）

<公的機関> （法定雇用率2.6%及び2.5%） ※（ ）は前年の値

○国立大学法人等を除き、雇用障害者数、実雇用率ともに対前年を上回る。

- ・2.6%の法定雇用率が適用される和歌山県の機関  
雇用障害者数は131.5人（125.5人）、実雇用率2.87%（2.74%）
- ・2.6%の法定雇用率が適用される市町村等の機関  
雇用障害者数は381.0人（377.0人）、実雇用率2.74%（2.70%）
- ・2.5%の法定雇用率が適用される県及び一定の市町村の教育委員会  
雇用障害者数は208.0人（185.0人）、実雇用率2.64%（2.35%）
- ・2.6%の法定雇用率が適用される国立大学法人等の機関  
雇用障害者数は48.0人（52.5人）、実雇用率 3.04%（3.29%）

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

## 1 民間企業における雇用状況

### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は、2,558.0人で、前年より150.0人増加（対前年比6.2%増）し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は、1,396.5人（対前年比2.6%増）、知的障害者は、703.5人（同4.5%増）、精神障害者は、458.0人（同22.5%増）と全ての障害種別において前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、2.71%（前年は2.54%）で過去最高となり、法定雇用率達成企業の割合は、64.3%（同63.0%）といずれも前年を上回った。

〔総括表1、詳細表1(1)・(4)〕

### ○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5～100人未満規模の企業で749.0人（前年は681.5人）、100～300人未満で973.5人（同952.0人）、300～500人未満で159.5人（同160.0人）、500～1,000人未満で174.5人（同146.5人）、1,000人以上で501.5人（同468.0人）と、300～500人未満を除く規模の区分で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、43.5～100人未満規模の企業で2.97%（前年は2.70%）、100～300人未満で2.72%（同2.59%）、300～500人未満で2.00%（同2.13%）、500～1,000人未満で2.70%（同2.33%）、1,000人以上で2.64%（同2.44%）となった。  
なお、300人～500人未満を除く規模の区分で法定雇用率を上回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、43.5～100人未満規模の企業で62.1%（前年は60.9%）、100～300人未満で68.7%（同66.1%）、300～500人未満で42.9%（同55.0%）、500～1,000人未満で88.9%（同77.8%）、1,000人以上で85.7%（同85.7%）となり、300～500人未満と1,000人以上を除く規模の区分で前年より増加した。

〔詳細表1(2)〕

### ○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業・郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業・保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「医療、福祉」の業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「運輸業・郵便業」（2.37%）、「宿泊業、飲食サービス業」（2.93%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（5.01%）、「医療、福祉」（3.88%）、「サービス業」（2.76%）が法定雇用率（2.3%）を上回っている。

〔詳細表1(3)〕

## ○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和5年の法定雇用率未達成企業は、228社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、179社で78.5%と大半を占めている。
- ・ 障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は、139社。未達成企業に占める割合は、61.0%と過半数を占めている。

〔詳細表1（5）〕

## 2 地方公共団体における在職状況

### （1）和歌山県の機関（法定雇用率2.6%）

和歌山県の機関に在職している障害者の数は131.5人で、前年より4.8%、6.0人増加しており、実雇用率は2.87%と前年に比べ0.13ポイント上昇した。

〔総括表2（1）、詳細表2（1）・4（1）〕

### （2）市町村等の機関（法定雇用率2.6%）

市町村等の機関に在職している障害者の数は、381.0人で、前年より1.1%、4.0人増加しており、実雇用率は2.74%と前年に比べ0.04ポイント上昇した。

49機関中、41機関が達成。

〔総括表2（2）、詳細表2（2）・4（3）〕

### （3）和歌山県等の教育委員会（法定雇用率2.5%）

和歌山県教育委員会及び市町村の一定の教育委員会に在職している障害者の数は、208.0人で、前年より12.4%、23.0人増加しており、実雇用率は2.64%と前年に比べ0.29ポイント上昇した。

〔総括表2（3）、詳細表2（3）・4（2）〕

## 3 独立行政法人等における雇用状況

### ○ 国立大学法人等の機関（法定雇用率2.6%）

国立大学法人等の機関に在職している障害者の数は、48.0人で、前年より8.6%、4.5人減少し、実雇用率は、3.04%と前年に比べ0.25ポイント低下した。

〔総括表3、詳細表3・4（4）〕

# 総括表

## 令和5年6月1日現在における障害者の雇用状況

### 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	94,466.5 人	2,558.0 人	2.71 %	411 / 639	64.3 %
	( 94,938.5 人 )	[ 2,345 人 ] ( 2,408.0 人 )	( 2.54 % )	( 405 / 643 )	( 63.0 % )

※[ ]内は実人員。( )は前年の値。以下同じ。

### 2 地方公共団体における在職状況

#### (1) 和歌山県の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	4,585.0 人	131.5 人	2.87 %	2 / 2	100.0 %
	( 4,579.5 人 )	[ 105 人 ] ( 125.5 人 )	( 2.74 % )	( 2 / 2 )	( 100.0 % )
和歌山県知事部局	4,171.5 人	118.5 人	2.84 %	1 / 1	100.0 %
	( 4,157.5 人 )	[ 96 人 ] ( 111.5 人 )	( 2.68 % )	( 1 / 1 )	( 100.0 % )
和歌山県警察本部	413.5 人	13.0 人	3.14 %	1 / 1	100.0 %
	( 422.0 人 )	[ 9 人 ] ( 14.0 人 )	( 3.32 % )	( 1 / 1 )	( 100.0 % )

#### (2) 市町村等の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村等の機関	13,916.0 人	381.0 人	2.74 %	41 / 49	83.7 %
	( 13,988.5 人 )	[ 311 人 ] ( 377.0 人 )	( 2.70 % )	( 39 / 49 )	( 79.6 % )

※市町村等の機関のうち未達成であった機関のうちの2機関は、令和5年12月1日までに達成済み。

#### (3) 和歌山県等の教育委員会(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	7,871.5 人	208.0 人	2.64 %	3 / 3	100.0 %
	( 7,888.5 人 )	[ 159 人 ] ( 185.0 人 )	( 2.35 % )	( 2 / 3 )	( 66.7 % )
和歌山県教育委員会	7,175.0 人	188.5 人	2.63 %	1 / 1	100.0 %
	( 7,185.0 人 )	[ 151 人 ] ( 164.5 人 )	( 2.29 % )	( 0 / 1 )	( 0.0 % )
市町村教育委員会	696.5 人	19.5 人	2.80 %	2 / 2	100.0 %
	( 703.5 人 )	[ 8 人 ] ( 20.5 人 )	( 2.91 % )	( 2 / 2 )	( 100.0 % )

3 独立行政法人等における雇用状況

(1) 国立大学法人等の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	1,578.5 人 ( 1,594.0 人 )	48.0 人 [ 38 人 ] ( 52.5 人 )	3.04 % ( 3.29 % )	2 / 2 ( 2 / 2 )	100.0 % ( 100.0 % )
国立大学法人等	1,578.5 人 ( 1,594.0 人 )	48.0 人 [ 38 人 ] ( 52.5 人 )	3.04 % ( 3.29 % )	2 / 2 ( 2 / 2 )	100.0 % ( 100.0 % )

- 注 1 1の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしている。  
① 令和元年6月2日以降に採用された者であること  
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ( )内は、令和4年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- |                     |   |   |
|---------------------|---|---|
| ○ 民間企業 ……           | { | 一般の民間企業 …………… 2.3%<br>(43.5人以上規模の企業)<br>特殊法人等 …………… 2.6%<br>〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、<br>独立行政法人、国立大学法人等〕 |
| ○ 国、地方公共団体 ……………    |   | 2.6%<br>(38.5人以上規模の機関)  |
| ○ 都道府県等の教育委員会 …………… |   | 2.5%<br>(40.0人以上規模の機関)  |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

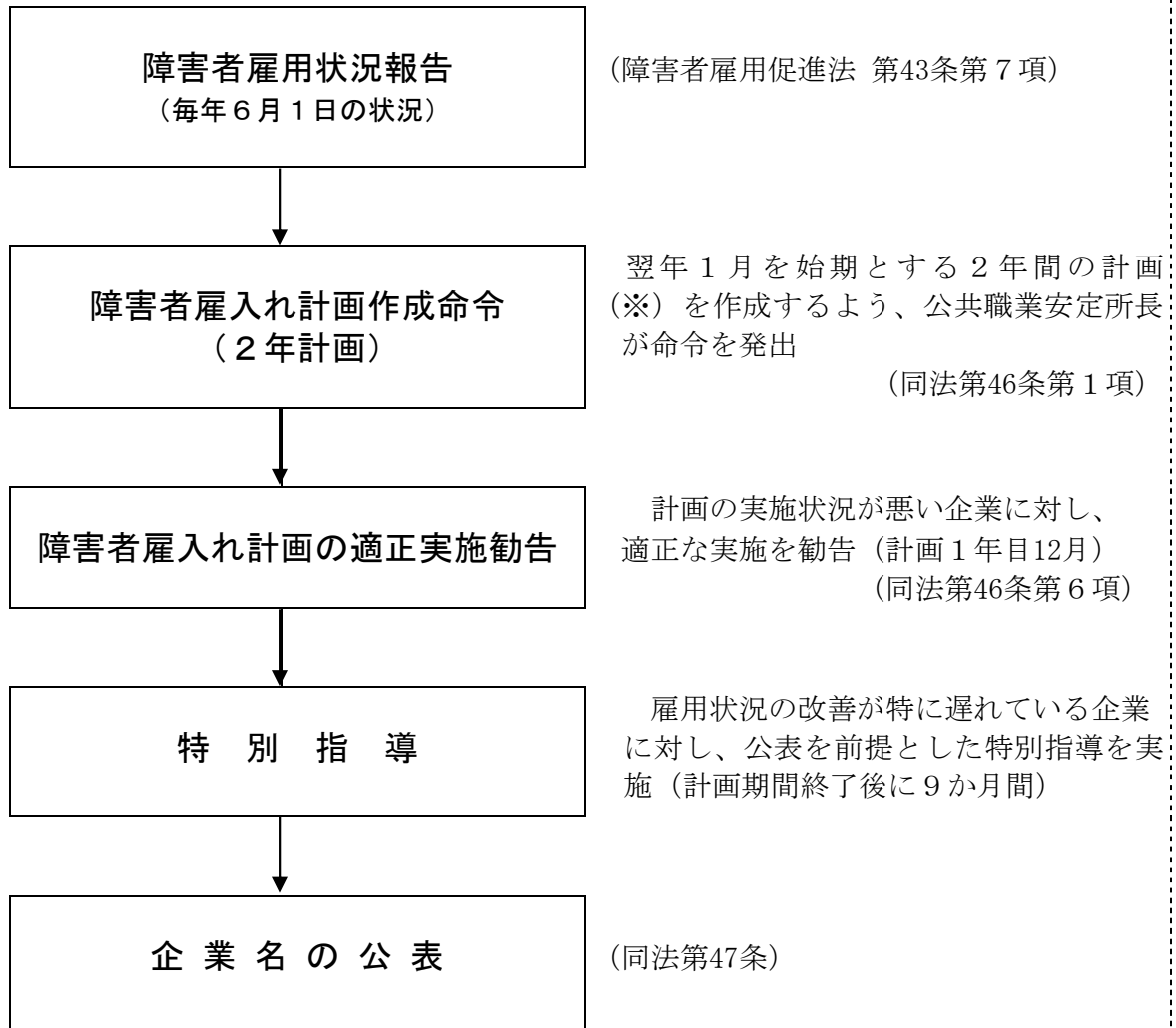
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

## ◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

# 詳細表

## 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

### (1) 概況

#### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注2, 3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3、4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
民間企業	企業 639 ( 643 )	人 94,466.5 ( 94,938.5 )	人 409 ( 377 )	人 102 ( 120 )	人 1,442 ( 1,289 )	人 392 ( 490 )	人 2,558.0 ( 2,408.0 )	人 259.5 ( 233.0 )	% 2.71 ( 2.54 )	企業 411 ( 405 )	% 64.3 ( 63.0 )

#### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数					f. うち新規雇用分	③ 知的障害者の数					f. うち新規雇用分	④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注2)	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		a. 重度知的障害者(注2)	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
民間企業	人 2,558.0 ( 2,408.0 )	人 358 ( 330 )	人 64 ( 75 )	人 552 ( 557 )	人 129 ( 137 )	人 1,396.5 ( 1,360.5 )	人 100.0 ( 96.5 )	人 51 ( 47 )	人 38 ( 45 )	人 432 ( 404 )	人 263 ( 261 )	人 703.5 ( 673.5 )	人 70.5 ( 48.5 )	人 263 ( 228 )	人 195 ( 192 )	人 195 ( 100 )	人 458.0 ( 374.0 )	人 89.0 ( 88.0 )

#### [1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントする。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。  
ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみを含むものとしていた。  
① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。  
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者を含む。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は令和4年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### [1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(④e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb.d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。  
ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみとしていた。  
① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。  
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は令和4年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。



(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5(注2)				F. うち新規雇用分(注6)
規模計	企業 639 ( 643 )	94,466.5 ( 94,938.5 )	409 ( 377 )	102 ( 120 )	1,442 ( 1,289 )	392 ( 490 )	2,558.0 ( 2,408.0 )	259.5 ( 233.0 )	2.71 ( 2.54 )	企業 411 ( 405 )	64.3 ( 63.0 )
43.5～ 100人未満	企業 385 ( 386 )	25,209.5 ( 25,211.0 )	107 ( 102 )	40 ( 44 )	435 ( 364 )	120 ( 139 )	749.0 ( 681.5 )	95.5 ( 75.5 )	2.97 ( 2.70 )	企業 239 ( 235 )	62.1 ( 60.9 )
100～ 300人未満	217 ( 221 )	35,776.5 ( 36,773.0 )	176 ( 160 )	20 ( 30 )	544 ( 516 )	115 ( 172 )	973.5 ( 952.0 )	83.5 ( 95.0 )	2.72 ( 2.59 )	149 ( 146 )	68.7 ( 66.1 )
300～ 500人未満	21 ( 20 )	7,986.5 ( 7,514.5 )	21 ( 23 )	5 ( 6 )	106 ( 101 )	13 ( 14 )	159.5 ( 160.0 )	13.5 ( 17.0 )	2.00 ( 2.13 )	9 ( 11 )	42.9 ( 55.0 )
500～ 1000人未満	9 ( 9 )	6,468.0 ( 6,276.5 )	36 ( 30 )	10 ( 6 )	84 ( 74 )	17 ( 13 )	174.5 ( 146.5 )	36.5 ( 16.5 )	2.70 ( 2.33 )	8 ( 7 )	88.9 ( 77.8 )
1,000人以上	7 ( 7 )	19,026.0 ( 19,163.5 )	69 ( 62 )	27 ( 34 )	273 ( 234 )	127 ( 152 )	501.5 ( 468.0 )	30.5 ( 29.0 )	2.64 ( 2.44 )	6 ( 6 )	85.7 ( 85.7 )

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5(注2)(注3)	f. うち新規雇用分(注6)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5(注2)(注3)	f. うち新規雇用分(注6)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. dのうち、(注5)に該当する職員 c+(d-e)×0.5+e(注3)	f. 計 c+(d-e)×0.5+e(注3)	g. うち新規雇用分(注6)
規模計	2,558.0 ( 2,408.0 )	358 ( 330 )	64 ( 75 )	552 ( 557 )	129 ( 137 )	1,396.5 ( 1,360.5 )	100.0 ( 96.5 )	51 ( 47 )	38 ( 45 )	432 ( 404 )	263 ( 261 )	703.5 ( 673.5 )	70.5 ( 48.5 )	263 ( 228 )	195 ( 192 )	195 ( 100 )	458.0 ( 374.0 )	89.0 ( 88.0 )
43.5～ 100人未満	749.0 ( 681.5 )	84 ( 78 )	24 ( 23 )	160 ( 149 )	40 ( 35 )	372.0 ( 345.5 )	23 ( 24 )	16 ( 21 )	121 ( 114 )	80 ( 72 )	223.0 ( 219.0 )	68 ( 56 )	86 ( 77 )	86 ( 45 )	154.0 ( 117.0 )			
100～ 300人未満	973.5 ( 928.5 )	156 ( 145 )	9 ( 19 )	219 ( 247 )	40 ( 49 )	560.0 ( 580.5 )	20 ( 15 )	11 ( 11 )	152 ( 139 )	75 ( 88 )	240.5 ( 224.0 )	110 ( 99 )	63 ( 66 )	63 ( 31 )	173.0 ( 147.5 )			
300～ 500人未満	159.5 ( 160.0 )	21 ( 22 )	5 ( 5 )	43 ( 35 )	6 ( 5 )	93.0 ( 86.5 )	0 ( 1 )	0 ( 1 )	32 ( 32 )	7 ( 6 )	35.5 ( 38.0 )	25 ( 23 )	6 ( 14 )	6 ( 11 )	31.0 ( 35.5 )			
500～ 1000人未満	174.5 ( 146.5 )	33 ( 28 )	5 ( 3 )	41 ( 44 )	5 ( 6 )	114.5 ( 106.0 )	3 ( 2 )	5 ( 3 )	11 ( 8 )	12 ( 5 )	28.0 ( 17.5 )	18 ( 14 )	14 ( 10 )	14 ( 8 )	32.0 ( 23.0 )			
1,000人以上	501.5 ( 468.0 )	64 ( 57 )	21 ( 25 )	89 ( 82 )	38 ( 42 )	257.0 ( 242.0 )	5 ( 5 )	6 ( 9 )	116 ( 111 )	89 ( 90 )	176.5 ( 175.0 )	42 ( 36 )	26 ( 25 )	26 ( 5 )	68.0 ( 51.0 )			

注 1(1)②表と同じ

### (3) 産業別の雇用状況

#### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5(注2)				F. うち新規雇用分(注6)
産業計	企業 639	人 94,466.5	人 409	人 103	人 1,441	人 392	人 2,558.0	人 259.5	% 2.71	企業 411	% 64.3
	(643)	(94,938.5)	(377)	(120)	(1,289)	(490)	(2,408.0)	(233.0)	(2.54)	(405)	(63.0)
農、林、漁業	企業 2	人 92.5	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0.0	人 0.0	% 0.00	企業 0	% 0.0
	(2)	(103.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.00)	(0)	(0.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	1	66.5	0	0	1	0	1.0	1.0	1.50	1	100.0
	(1)	(69.0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1.0)	(0.0)	(1.45)	(1)	(100.0)
建設業	17	1,389.0	6	0	15	0	27.0	1.0	1.94	11	64.7
	(16)	(1,356.5)	(5)	(0)	(13)	(0)	(23.0)	(0.0)	(1.70)	(9)	(56.3)
製造業	182	24,036.0	102	13	312	41	549.5	48.0	2.29	113	62.1
	(187)	(24,107.0)	(97)	(19)	(298)	(43)	(532.5)	(47.5)	(2.21)	(122)	(65.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	2	240.5	0	0	4	0	4.0	0.0	1.66	1	50.0
	(2)	(246.5)	(0)	(1)	(4)	(0)	(5.0)	(4.0)	(2.03)	(1)	(50.0)
情報通信業	9	1,713.5	6	1	23	0	36.0	1.0	2.10	5	55.6
	(9)	(1,669.0)	(5)	(0)	(20)	(1)	(30.5)	(5.0)	(1.83)	(5)	(55.6)
運輸業、郵便業	47	5,334.5	26	1	73	1	126.5	10.0	2.37	32	68.1
	(47)	(5,332.0)	(23)	(2)	(66)	(3)	(115.5)	(14.0)	(2.17)	(30)	(63.8)
卸売業、小売業	78	20,575.0	56	30	254	123	457.5	24.0	2.22	39	50.0
	(79)	(21,058.0)	(49)	(35)	(227)	(157)	(438.5)	(24.5)	(2.08)	(37)	(46.8)
金融業、保険業	5	3,882.0	19	3	47	0	88.0	9.0	2.27	2	40.0
	(5)	(3,890.5)	(19)	(3)	(41)	(-)	(82.0)	(8.0)	(2.11)	(2)	(40.0)
不動産業、物品賃貸業	8	1,288.0	1	3	18	2	24.0	2.0	1.86	4	50.0
	(8)	(1,266.0)	(2)	(1)	(18)	(4)	(25.0)	(3.0)	(1.97)	(3)	(37.5)
学術研究、専門・技術サービス業	3	265.0	1	0	2	0	4.0	1.0	1.51	2	66.7
	(4)	(319.0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(3.0)	(1.0)	(0.94)	(1)	(25.0)
宿泊業、飲食サービス業	23	2,249.0	10	1	39	12	66.0	11.5	2.93	17	73.9
	(23)	(2,311.0)	(6)	(2)	(33)	(15)	(54.5)	(6.0)	(2.36)	(16)	(69.6)
生活関連サービス業、娯楽業	16	2,054.5	15	1	70	4	103.0	17.5	5.01	12	75.0
	(16)	(1,996.0)	(13)	(1)	(69)	(4)	(98.0)	(7.0)	(4.91)	(11)	(68.8)
教育、学習支援業	12	927.5	3	2	2	3	11.5	1.5	1.24	6	50.0
	(10)	(780.5)	(3)	(3)	(2)	(4)	(13.0)	(3.0)	(1.67)	(6)	(60.0)
医療、福祉	183	22,392.0	134	38	469	189	869.5	110.5	3.88	132	72.1
	(187)	(22,503.5)	(119)	(30)	(375)	(224)	(755.0)	(88.0)	(3.36)	(130)	(69.5)
複合サービス事業	13	4,066.5	17	1	45	6	83.0	10.0	2.04	5	38.5
	(13)	(4,197.5)	(18)	(1)	(40)	(12)	(83.0)	(6.0)	(1.98)	(5)	(38.5)
サービス業	38	3,894.5	13	9	67	11	107.5	11.5	2.76	29	76.3
	(34)	(3,733.5)	(17)	(22)	(81)	(23)	(148.5)	(16.0)	(3.98)	(26)	(76.5)

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数					f. うち新規雇 用分(注6)	③ 知的障害者の数					f. うち新規雇 用分(注6)	④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障 害者(注4)	b. 重度身体障 害者である短時 間労働者(注4)	c. 重度以外の 身体障害者(注 4)	d. 重度以外の 身体障害者であ る短時間労働者 (注4)	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5 (注2)(注3)		a. 重度知的障害 者(注4)	b. 重度知的障 害者である短時 間労働者(注4)	c. 重度以外の 知的障害者(注 4)	d. 重度以外の 知的障害者であ る短時間労働者 (注4)	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5 (注2)(注3)		c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者 である短時間労 働者(注4)	e. dのうち、 (注5)に該当 する職員	f. 計 c+(d-e)× 0.5+e (注3)	g. うち新規雇 用分 (注6)
産業計	2,558.0 ( 2,408.0 )	358 ( 330 )	64 ( 75 )	552 ( 557 )	129 ( 137 )	1,396.5 ( 1,360.5 )	100.0 ( 96.5 )	51 ( 47 )	39 ( 45 )	431 ( 404 )	263 ( 261 )	703.5 ( 673.5 )	70.5 ( 48.5 )	263 ( 228 )	195 ( 192 )	195 ( 100 )	458.0 ( 374.0 )	89.0 ( 88.0 )
農、林、漁業	0.0 ( 0.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )		0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )		0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	
鉱業、採石業、砂利採取 業	1.0 ( 1.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	1.0 ( 1.0 )		0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )		0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	
建設業	27.0 ( 23.0 )	6 ( 5 )	0 ( 0 )	14 ( 12 )	0 ( 0 )	26.0 ( 22.0 )		0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	1.0 ( 1.0 )		0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	
製造業	549.5 ( 532.5 )	92 ( 90 )	7 ( 13 )	138 ( 141 )	22 ( 19 )	340.0 ( 343.5 )		10 ( 7 )	6 ( 6 )	82 ( 84 )	19 ( 15 )	117.5 ( 111.5 )		77 ( 64 )	15 ( 18 )	15 ( 9 )	92.0 ( 77.5 )	
電気・ガス・熱供給・水 道業	4.0 ( 5.0 )	0 ( 0 )	0 ( 1 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0 ( 1.0 )		0 ( 0 )	0 ( 0 )	2 ( 2 )	0 ( 0 )	2.0 ( 2.0 )		1 ( 1 )	1 ( 1 )	1 ( 1 )	2.0 ( 2.0 )	
情報通信業	36.0 ( 30.5 )	6 ( 5 )	0 ( 0 )	14 ( 15 )	0 ( 0 )	26.0 ( 25.0 )		0 ( 0 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1.0 ( 0.0 )		6 ( 4 )	3 ( 2 )	3 ( 1 )	9.0 ( 5.5 )	
運輸業、郵便業	126.5 ( 115.5 )	26 ( 23 )	1 ( 1 )	56 ( 51 )	1 ( 1 )	109.5 ( 98.0 )		0 ( 0 )	0 ( 1 )	5 ( 3 )	0 ( 2 )	5.0 ( 5.0 )		7 ( 6 )	5 ( 7 )	5 ( 5 )	12.0 ( 12.5 )	
卸売業、小売業	457.5 ( 438.5 )	44 ( 37 )	19 ( 21 )	75 ( 78 )	41 ( 49 )	202.5 ( 197.5 )		12 ( 12 )	11 ( 14 )	116 ( 108 )	82 ( 89 )	192.0 ( 190.5 )		32 ( 30 )	31 ( 30 )	31 ( 11 )	63.0 ( 50.5 )	
金融業、保険業	88.0 ( 82.0 )	18 ( 18 )	3 ( 3 )	19 ( 18 )	0 ( 0 )	58.0 ( 57.0 )		1 ( 1 )	0 ( 0 )	15 ( 12 )	0 ( 0 )	17.0 ( 14.0 )		13 ( 11 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	13.0 ( 11.0 )	
不動産業、物品賃貸業	24.0 ( 25.0 )	1 ( 2 )	3 ( 1 )	9 ( 11 )	0 ( 2 )	14.0 ( 17.0 )		0 ( 0 )	0 ( 0 )	4 ( 3 )	2 ( 2 )	5.0 ( 4.0 )		2 ( 2 )	3 ( 2 )	3 ( 2 )	5.0 ( 4.0 )	
学術研究、専門・技術 サービス業	4.0 ( 3.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )	1.0 ( 0.0 )		1 ( 1 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	2.0 ( 2.0 )		1 ( 1 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1.0 ( 1.0 )	
宿泊業、飲食サービス業	66.0 ( 54.5 )	9 ( 5 )	1 ( 2 )	10 ( 15 )	6 ( 6 )	32.0 ( 30.0 )		1 ( 1 )	0 ( 0 )	15 ( 13 )	6 ( 4 )	20.0 ( 17.0 )		7 ( 4 )	7 ( 6 )	7 ( 1 )	14.0 ( 7.5 )	
生活関連サービス業、 娯楽業	103.0 ( 98.0 )	6 ( 4 )	1 ( 1 )	5 ( 8 )	1 ( 1 )	18.5 ( 17.5 )		9 ( 9 )	0 ( 0 )	50 ( 53 )	3 ( 3 )	69.5 ( 72.5 )		13 ( 8 )	2 ( 0 )	2 ( 0 )	15.0 ( 8.0 )	
教育・学習支援業	11.5 ( 13.0 )	3 ( 3 )	1 ( 2 )	1 ( 2 )	2 ( 4 )	9.0 ( 12.0 )		0 ( 0 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	1 ( 0 )	1.5 ( 1.0 )		0 ( 0 )	1 ( 0 )	1 ( 0 )	1.0 ( 0.0 )	
医療、福祉	869.5 ( 755.0 )	120 ( 109 )	19 ( 16 )	138 ( 138 )	45 ( 38 )	419.5 ( 391.0 )		14 ( 10 )	19 ( 14 )	128 ( 104 )	144 ( 135 )	247.0 ( 205.5 )		85 ( 79 )	118 ( 105 )	118 ( 54 )	203.0 ( 158.5 )	
複合サービス事業	83.0 ( 83.0 )	14 ( 15 )	0 ( 1 )	24 ( 23 )	2 ( 4 )	53.0 ( 56.0 )		3 ( 1 )	1 ( 0 )	9 ( 9 )	4 ( 7 )	18.0 ( 18.5 )		8 ( 5 )	4 ( 4 )	4 ( 3 )	12.0 ( 8.5 )	
サービス業	107.5 ( 148.5 )	13 ( 14 )	9 ( 13 )	47 ( 44 )	9 ( 14 )	86.5 ( 92.0 )		0 ( 3 )	0 ( 9 )	4 ( 12 )	2 ( 4 )	5.0 ( 29.0 )		11 ( 13 )	5 ( 17 )	5 ( 12 )	16.0 ( 27.5 )	

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和 52 年	687		1.74		70.5	
53	652	△ 35	1.69	△ 0.05	67.0	△ 3.5
54	675	23	1.72	0.03	66.8	△ 0.2
55	635	△ 40	1.69	△ 0.03	66.2	△ 0.6
56	716	81	1.82	0.13	65.0	△ 1.2
57	735	19	1.86	0.04	67.4	2.4
58	694	△ 41	1.79	△ 0.07	69.5	2.1
59	704	10	1.83	0.04	68.0	△ 1.5
60	725	21	1.89	0.06	68.5	0.5
61	735	10	1.85	△ 0.04	65.5	△ 3.0
62	732	△ 3	1.84	△ 0.01	64.5	△ 1.0
63	769	37	1.88	0.04	65.0	0.5
平成 元 年	792	23	1.89	0.01	67.7	2.7
2	806	14	1.90	0.01	65.0	△ 2.7
3	860	54	1.90	0.00	65.2	0.2
4	894	34	1.91	0.01	64.4	△ 0.8
5	942	48	1.93	0.02	64.2	△ 0.2
6	924	△ 18	1.93	0.00	63.7	△ 0.5
7	900	△ 24	1.90	△ 0.03	62.6	△ 1.1
8	948	48	1.95	0.05	61.9	△ 0.7
9	963	15	1.96	0.01	62.5	0.6
10	981	18	2.02	0.06	62.8	0.3
11	969	△ 12	1.95	△ 0.07	55.8	△ 7.0
12	978	9	1.96	0.01	52.2	△ 3.6
13	942	△ 36	1.93	△ 0.03	51.4	△ 0.8
14	965	23	1.96	0.03	51.8	0.4
15	993	28	1.95	△ 0.01	52.5	0.7
16	1,078	85	1.94	△ 0.01	53.7	1.2
17	1,135	57	2.01	0.07	51.7	△ 2.0
18	1,159.0	24.0	2.01	0.00	53.3	1.6
19	1,147.5	△ 11.5	1.99	△ 0.02	53.8	0.5
20	1,221.5	74.0	1.98	△ 0.01	53.5	△ 0.3
21	1,267.5	46.0	2.02	0.04	59.6	6.1
22	1,251.5	△ 16.0	1.92	△ 0.10	62.4	2.8
23	1,386.5	135.0	1.82	△ 0.10	58.9	△ 3.5
24	1,525.5	139.0	1.89	0.07	60.6	1.7
25	1,734.5	209.0	2.03	0.14	57.2	△ 3.4
26	1,752.5	18.0	2.06	0.03	57.0	△ 0.2
27	1,822.5	70.0	2.16	0.10	61.7	4.7
28	2,066.5	244.0	2.41	0.25	64.7	3.0
29	1,978.5	△ 88.0	2.25	△ 0.16	62.1	△ 2.6
30	2,172.0	193.5	2.36	0.11	58.7	△ 3.4
令和 元 年	2,295.5	123.5	2.46	0.10	62.1	3.4
2	2,364.5	69.0	2.53	0.07	61.6	△ 0.5
3	2,379.5	15.0	2.49	△ 0.04	61.1	△ 0.5
4	2,408.0	28.5	2.54	0.05	63.0	1.9
5	2,558.0	150.0	2.71	0.17	64.3	1.3

注

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、  
知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、  
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、  
精神障害者、  
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者  
（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、  
精神障害者、  
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である  
短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしていた。

①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。

### (5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	<b>228</b> (100.0%)	<b>179</b> (78.5%)	<b>24</b> (10.5%)	<b>17</b> (7.5%)	<b>4</b> (1.8%)	<b>4</b> (1.8%)	-	-	-	<b>139</b> (61.0%)
43.5-100人未満	<b>146</b> (100.0%)	<b>141</b> (96.6%)	<b>5</b> (3.4%)	-	-	-	-	-	-	<b>132</b> (90.4%)
100-300人未満	<b>68</b> (100.0%)	<b>32</b> (47.1%)	<b>18</b> (26.5%)	<b>15</b> (22.1%)	<b>2</b> (2.9%)	<b>1</b> (1.5%)	-	-	-	<b>7</b> (10.3%)
300-500人未満	<b>12</b> (100.0%)	<b>5</b> (41.7%)	<b>1</b> (8.3%)	<b>2</b> (16.7%)	<b>2</b> (16.7%)	<b>2</b> (16.7%)	-	-	-	-
500-1000人未満	<b>1</b> (100.0%)	<b>1</b> (100.0%)	-	-	-	-	-	-	-	-
1,000人以上	<b>1</b> (100.0%)	-	-	-	-	<b>1</b> (100.0%)	-	-	-	-

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

## (6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.33	0.08	50.1	1.8	54,239	108,202
北海道	2.58	0.14	53.1	1.8	2,069	3,895
青森	2.55	0.14	57.0	2.0	582	1,021
岩手	2.42	0.04	59.2	0.3	614	1,038
宮城	2.29	0.08	51.1	0.9	830	1,624
秋田	2.40	0.11	64.2	2.2	521	811
山形	2.31	0.13	57.2	2.9	557	973
福島	2.29	0.10	56.7	2.4	862	1,519
茨城	2.32	0.12	51.5	1.7	865	1,680
栃木	2.39	0.01	58.3	1.5	805	1,381
群馬	2.28	0.07	56.1	1.8	964	1,717
埼玉	2.42	0.05	49.6	0.8	1,869	3,767
千葉	2.38	0.16	52.6	2.4	1,518	2,887
東京	2.21	0.07	34.4	1.9	8,057	23,407
神奈川	2.29	0.09	46.6	0.8	2,368	5,077
新潟	2.38	0.15	60.5	3.3	1,224	2,023
富山	2.32	0.08	55.6	△0.3	598	1,075
石川	2.49	0.12	55.7	1.3	653	1,173
福井	2.58	0.10	60.1	1.9	460	765
山梨	2.25	0.05	60.8	2.2	401	660
長野	2.42	0.10	62.3	4.2	1,091	1,751
岐阜	2.47	0.12	56.2	1.1	939	1,671
静岡	2.37	0.05	55.4	2.1	1,717	3,100
愛知	2.28	0.09	51.5	2.9	3,531	6,853
三重	2.56	0.14	61.9	2.8	810	1,309
滋賀	2.52	0.06	59.2	0.6	559	944
京都	2.37	0.06	53.7	1.6	1,055	1,963
大阪	2.35	0.10	46.1	1.5	4,021	8,727
兵庫	2.36	0.08	52.2	1.7	1,899	3,635
奈良	3.06	0.15	65.2	1.1	460	705
和歌山	2.71	0.17	64.3	1.3	411	639
鳥取	2.47	0.08	64.2	3.9	307	478
島根	2.83	0.14	69.6	2.0	426	612
岡山	2.58	0.04	56.0	1.7	859	1,535
広島	2.48	0.10	52.0	2.5	1,265	2,431
山口	2.77	0.09	58.5	1.9	562	961
徳島	2.40	0.06	63.4	2.1	341	538
香川	2.19	0.03	57.1	1.1	519	909
愛媛	2.51	0.13	54.7	2.8	590	1,079
高知	2.51	0.09	63.6	1.3	344	541
福岡	2.38	0.09	52.5	1.7	2,170	4,132
佐賀	2.80	0.04	67.9	1.3	430	633
長崎	2.85	0.05	62.2	△0.2	638	1,026
熊本	2.52	0.05	59.4	2.1	812	1,366
大分	2.72	0.11	65.1	3.6	587	901
宮崎	2.66	0.09	65.5	2.5	569	869
鹿児島	2.62	0.09	61.0	1.2	802	1,315
沖縄	3.24	0.27	65.2	4.2	708	1,086

# 詳細表

## 2 地方公共団体の機関における在職状況

### (1) 和歌山県の機関（法定雇用率2.6%）

#### ① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5 (注2)				F. うち新規雇用分(注6)
計	2 ( 2 )	4,585.0 ( 4,579.5 )	29 ( 28 )	2 ( 3 )	69 ( 65 )	5 ( 3 )	131.5 ( 125.5 )	15.0 ( 15.5 )	2.87 ( 2.74 )	2 ( 2 )	100.0 ( 100.0 )
和歌山県知事部局	1 ( 1 )	4,171.5 ( 4,157.5 )	25 ( 24 )	1 ( 2 )	65 ( 60 )	5 ( 3 )	118.5 ( 111.5 )	15.0 ( 13.5 )	2.84 ( 2.68 )	1 ( 1 )	100.0 ( 100.0 )
和歌山県警察本部	1 ( 1 )	413.5 ( 422.0 )	4 ( 4 )	1 ( 1 )	4 ( 5 )	0 ( 0 )	13.0 ( 14.0 )	0.0 ( 2.0 )	3.14 ( 3.32 )	1 ( 1 )	100.0 ( 100.0 )

〔2(1)①表の注〕  
 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。  
 注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。  
 注3 ③C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、③D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。  
 注4 ③C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間勤務職員を含む。  
 注5 ③D欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。  
 注6 ④欄及び⑤欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。  
 注7 ⑥欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者を含む。  
 注8 ⑥欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。  
 注9 ( )内は令和4年6月1日現在の数値である。  
 注10 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### ② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数	④ 精神障害者の数										
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	d. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)(注5)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)		f. うち新規雇用分(注6)	a. 精神障害者(注4)	b. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. dのうち、(注5)に該当する職員(注3)	f. 計 c+(d-e)×0.5+e (注3)	g. うち新規雇用分(注6)			
計	131.5 ( 125.5 )	29 ( 28 )	2 ( 3 )	20 ( 23 )	5 ( 3 )	82.5 ( 83.5 )	4.0 ( 6.5 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	25 ( 23 )	0 ( 0 )	25.0 ( 23.0 )	5.0 ( 4.0 )	24 ( 19 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	24.0 ( 19.0 )	6.0 ( 5.0 )
和歌山県知事部局	118.5 ( 111.5 )	25 ( 24 )	1 ( 2 )	18 ( 20 )	5 ( 3 )	71.5 ( 71.5 )	4.0 ( 4.5 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	25 ( 23 )	0 ( 0 )	25.0 ( 23.0 )	5.0 ( 4.0 )	22 ( 17 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	22.0 ( 17.0 )	6.0 ( 5.0 )
和歌山県警察本部	13.0 ( 14.0 )	4 ( 4 )	1 ( 1 )	2 ( 3 )	0 ( 0 )	11.0 ( 12.0 )	0.0 ( 2.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	2 ( 2 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	2.0 ( 2.0 )	0.0 ( 0.0 )

#### 〔2(1)②表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。  
 注2 ②a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。  
 注3 ②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者(e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。  
 注4 ②③c欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③d欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。  
 注5 ④e欄の職員とは、精神障害者であるすべての短時間勤務職員である。  
 注6 ④e欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。  
 注7 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。  
 注8 ( )内は令和4年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村等の機関（法定雇用率2.6%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5(注2)	F. うち新規雇用分(注6)			
市町村等の機関	機関 49 ( 49 )	人 13,916.0 ( 13,988.5 )	人 80 ( 83 )	人 9 ( 8 )	人 202 ( 193 )	人 20 ( 20 )	人 381.0 ( 377.0 )	人 23.0 ( 27.0 )	% 2.74 ( 2.70 )	機関 41 ( 39 )	% 83.7 ( 79.6 )

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5(注2)(注3)	f. うち新規雇用分(注6)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5(注2)(注3)	f. うち新規雇用分(注6)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e(注3)	g. うち新規雇用分(注6)
市町村等の機関	人 381.0 ( 377.0 )	人 78 ( 81 )	人 8 ( 6 )	人 105 ( 110 )	人 8 ( 7 )	人 273.0 ( 281.5 )	人 14.5 ( 18.0 )	人 2 ( 2 )	人 1 ( 2 )	人 18 ( 18 )	人 12 ( 11 )	人 29.0 ( 29.5 )	人 2.5 ( 0.0 )	人 72 ( 60 )	人 7 ( 7 )	人 7 ( 5 )	人 79.0 ( 66.0 )	人 6.0 ( 9.0 )

注 2(1)②の表と同じ



(3) 和歌山県等の教育委員会（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数(注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者(注3)	B. 重度身体障 害者及び重 度の知的障 害者である 短時間勤 務職員(注3)	C. 重度以外の 身体障害者 、知的障害 者及び精神 障害者(注 3)(注4)	D. 重度以外 身体障害者 及び知的障 害者である 短時間勤 務職員(注 3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5 (注2)				F. うち新規雇用 分(注6)
計	3 ( 3 )	7,871.5 ( 7,888.5 )	44 ( 47 )	2 ( 2 )	117 ( 88 )	2 ( 1 )	208.0 ( 185.0 )	62.0 ( 43.0 )	2.64 ( 2.35 )	3 ( 2 )	100.0 ( 66.7 )
和歌山県 教育委員会	1 ( 1 )	7,175.0 ( 7,185.0 )	38 ( 40 )	2 ( 2 )	110 ( 82 )	1 ( 1 )	188.5 ( 164.5 )	62.0 ( 43.0 )	2.63 ( 2.29 )	1 ( 0 )	100.0 ( 0.0 )
市町村 教育委員会	2 ( 2 )	696.5 ( 703.5 )	6 ( 7 )	0 ( 0 )	7 ( 6 )	1 ( 1 )	19.5 ( 20.5 )	0.0 ( 0.0 )	2.80 ( 2.91 )	2 ( 2 )	100.0 ( 100.0 )

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数					f. うち新規雇用 分(注6)	③ 知的障害者の数					g. うち新規雇 用分(注6)					
		a. 重度身体障 害者(注4)	b. 重度身体 障害者である短 時間勤務職員 (注4)	c. 重度以外の 身体障害者(注 4)	d. 重度以外の 身体障害者で ある短時間勤 務職員(注4)	e. 計 a×2+b+c+d× 0.5 (注2)(注3)		a. 重度知的障 害者(注4)	b. 重度知的 障害者である短 時間勤務職員 (注4)	c. 重度以外の 知的障害者(注 4)	d. 重度以外の 知的障害者で ある短時間勤 務職員(注4)	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5 (注2)(注3)						
計	208.0 ( 185.0 )	44 ( 47 )	2 ( 2 )	57 ( 44 )	2 ( 2 )	148.0 ( 141.0 )	31.0 ( 19.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	13 ( 10 )	0 ( 0 )	13.0 ( 10.0 )	9.0 ( 8.0 )	47 ( 34 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	47.0 ( 34.0 )	31.0 ( 16.0 )
和歌山県 教育委員会	188.5 ( 164.5 )	38 ( 40 )	2 ( 2 )	51 ( 39 )	1 ( 1 )	129.5 ( 121.5 )	31.0 ( 19.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	13 ( 10 )	0 ( 0 )	13.0 ( 10.0 )	9.0 ( 8.0 )	46 ( 33 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	46.0 ( 33.0 )	31.0 ( 16.0 )
市町村 教育委員会	19.5 ( 20.5 )	6 ( 7 )	0 ( 0 )	6 ( 5 )	1 ( 1 )	18.5 ( 19.5 )	0.0 ( 0.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1.0 ( 1.0 )	0.0 ( 0.0 )

注 2(1)②の表と同じ

# 詳細表

## 3 国立大学法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%)

### ① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5(注2)				F. うち新規雇用分(注6)
計	法人 2	人 1,578.5	人 10	人 1	人 27	人 0	人 48.0	人 6.0	% 3.04	法人 2	% 100.0
	( 2 )	( 1,594.0 )	( 12 )	( 1 )	( 27 )	( 1 )	( 52.5 )	( 10.0 )	( 3.29 )	( 2 )	( 100.0 )
国立大学法人等	2	1,578.5	10	1	27	0	48.0	6.0	3.04	2	100.0
	( 2 )	( 1,594.0 )	( 12 )	( 1 )	( 27 )	( 1 )	( 52.5 )	( 10.0 )	( 3.29 )	( 2 )	( 100.0 )

【3①表の注】

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下の注4に該当する者については、1人分とカウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。

ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとした。

① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。

② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者を含む。

6 F欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ( )内は令和4年6月1日現在の数値である

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注3)(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5(注2)(注3)	f. うち新規雇用分(注6)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注3)(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5(注2)(注3)	f. うち新規雇用分(注6)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e(注3)	g. うち新規雇用分(注6)
計	人 48.0	人 10	人 1	人 10	人 0	人 31.0	人 4.0	人 0	人 0	人 4	人 0	人 4.0	人 0.0	人 13	人 0	人 0	人 13.0	人 2.0
	( 52.5 )	( 12 )	( 1 )	( 12 )	( 0 )	( 37.0 )	( 9.0 )	( 0 )	( 0 )	( 3 )	( 1 )	( 3.5 )	( 0.0 )	( 12 )	( 0 )	( 0 )	( 12.0 )	( 1.0 )
国立大学法人等	48.0	10	1	10	0	31.0	4.0	0	0	4	0	4.0	0.0	13	0	0	13.0	2.0
	( 52.5 )	( 12 )	( 1 )	( 12 )	( 0 )	( 37.0 )	( 9.0 )	( 0 )	( 0 )	( 3 )	( 1 )	( 3.5 )	( 0.0 )	( 12 )	( 0 )	( 0 )	( 12.0 )	( 1.0 )

【3②表の注】

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。

2 ②a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者(e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である、短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。また、④d欄の精神障害者である、短時間労働者については1人を1カウントとしている。

4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者である。

5 ④e欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。

ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみとした。

① 令和元年6月2日以降に採用された者であること

② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

6 ②f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ( )内は令和4年6月1日現在の数値である。

## 4 公的機関の状況

### (1) 和歌山県の機関の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
<b>合 計</b>	<b>4,585.0</b>	<b>131.5</b>	<b>2.87</b>	<b>0.0</b>	
和歌山県知事部局	4,171.5	118.5	2.84	0.0	特例認定あり 注4
和歌山県警察本部	413.5	13.0	3.14	0.0	

### (2) 和歌山県等教育委員会の状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
<b>合 計</b>	<b>7,871.5</b>	<b>208.0</b>	<b>2.64</b>	<b>0.0</b>	
和歌山県教育委員会	7,175.0	188.5	2.63	0.0	
和歌山市教育委員会	538.0	13.5	2.51	0.0	
海南市教育委員会	158.5	6.0	3.79	0.0	

### (3) 和歌山県内市町村等の機関の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
<b>合 計</b>	<b>13,916.0</b>	<b>381.0</b>	<b>2.74</b>	<b>7.0</b>	
和歌山市	2,406.5	67.5	2.80	0.0	
海南市	708.0	20.0	2.82	0.0	
橋本市	884.0	25.0	2.83	0.0	
有田市	339.5	12.0	3.53	0.0	
御坊市	282.0	8.0	2.84	0.0	特例認定あり 注4
田辺市	972.5	28.0	2.88	0.0	
新宮市	563.0	16.5	2.93	0.0	
紀の川市	497.0	12.0	2.41	0.0	
岩出市	374.5	9.0	2.40	0.0	
紀美野町	216.0	6.0	2.78	0.0	
かつらぎ町	266.5	8.0	3.00	0.0	特例認定あり 注4
九度山町	119.5	3.5	2.93	0.0	
高野町	128.0	3.0	2.34	0.0	
湯浅町	207.5	7.0	3.37	0.0	
広川町	90.0	1.5	1.67	0.5	
有田川町	441.0	13.5	3.06	0.0	
美浜町	74.0	1.0	1.35	0.0	
日高町	73.5	1.0	1.36	0.0	
日高川町	185.5	4.5	2.43	0.0	
由良町	78.5	2.0	2.55	0.0	
みなべ町	205.0	4.5	2.20	0.5	
印南町	86.0	2.0	2.33	0.0	
白浜町	270.5	8.0	2.96	0.0	
上富田町	242.5	6.0	2.47	0.0	
すさみ町	136.0	3.0	2.21	0.0	
串本町	380.0	10.0	2.63	0.0	
那智勝浦町	390.0	9.0	2.31	1.0	
太地町	160.0	4.0	2.50	0.0	
古座川町	87.5	2.0	2.29	0.0	
和歌山市企業局	263.0	8.0	3.04	0.0	
田辺市水道事業	49.0	1.0	2.04	0.0	
国民健康保険野上厚生病院	154.5	6.0	3.88	0.0	
公立那賀病院経営事務組合	253.5	4.5	1.78	1.5	
伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	72.5	1.0	1.38	0.0	

御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	371.0	8.5	2.29	0.5	注5
御坊日高老人福祉施設事務組合	243.5	10.0	4.11	0.0	
公立紀南病院組合	407.5	15.0	3.68	0.0	
東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合	73.0	2.0	2.74	0.0	
御坊広域行政事務組合	52.5	2.0	3.81	0.0	
海南海草老人福祉施設事務組合	53.0	2.0	3.77	0.0	
紀南地方老人福祉施設事務組合	91.5	1.0	1.09	1.0	注5
田辺市教育委員会	255.0	8.0	3.14	0.0	
橋本市教育委員会	127.0	3.0	2.36	0.0	
新宮市教育委員会	153.0	3.5	2.29	0.0	
有田市教育委員会	84.0	2.0	2.38	0.0	
岩出市教育委員会	92.5	1.0	1.08	1.0	
広川町教育委員会	71.5	2.0	2.80	0.0	
那智勝浦町教育委員会	83.0	1.0	1.20	1.0	
紀の川市教育委員会	101.0	2.0	1.98	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。  
また、短時間勤務職員である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者(令和5年報告より)については1人を1カウントとしている。  
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 注5の御坊市外五ヶ町病院経営事務組合・紀南地方老人福祉施設事務組合は、令和5年12月1日時点で不足数0.0となっている。

#### (4)国立大学法人等の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
<b>合 計</b>	<b>1,578.5</b>	<b>48.0</b>	<b>3.04</b>	<b>0.0</b>	
国立大学法人 和歌山大学	363.0	12.0	3.31	0.0	
公立大学法人 和歌山県立医科大学	1,215.5	36.0	2.96	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。  
また、短時間勤務職員である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者(令和5年報告より)については1人を1カウントとしている。  
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。